

熊本県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により平成25年度、平成28年度及び平成29年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

平成31年1月7日

熊本県監査委員	濱	田	義	之
同	竹	中		潮
同	氷	室	雄	一郎
同	田	代	国	広

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
1	40	税務課	県税システム	システムの取得・開発に関する事項	意見	システムを開発する際に将来的に必要となる機能として仕様を十分検討できたものもあると思えるが、それらの検討が十分に行われず、結果としてシステム導入後の追加費用が発生している可能性があるため、要件定義には十分な期間を設けるべきである。 システム導入時において、将来の改修計画をある程度立案し、これを含めた契約内容にできるように検討すべきである。	システムの再開発の際には、基本検討の段階で再開発システムの運用を開始する時期において予定される税制改正や予想される税務環境の動向についても入札に仕様を盛り込むとともに、開発の初期の段階から要件定義に着手できるように、次期税務システムの開発基本構想の中に将来改修計画案を盛り込むことで調整を進めているところである。	着手済み
2	43	税務課	県税システム	システムの運用管理に関する事項	意見	システムの運用・改善に当たっては、使いやすさにも重点を置いて改善すべきである。ユーザから意見を聴取し、その中から特に重要度の高いものを優先的に実施すべきである。	システムの改修においては、税制改正に係る必須案件を優先して実施しているが、使いやすさの面でも重要度に応じてシステム改善を行っており、平成29年度は、納税者収納状況照会検索の時間を約10分の1にする等改善を実施した。	実施済み
3	47	税務課	県税システム	システムの変更に関する事項	意見	保守費用に関しても競争が働くように契約方法を見直すべきである。 (ア) 保守・改修契約をその都度別の業者でも行えるようにする。 (イ) システム開発時に保守契約を含んだ開発契約とする。	県税システムを再構築する際の基本設計等の段階で開発費＋保守での契約の実現性について、今年度策定する基本構想の中に趣旨を盛り込むことで調整を進めている。	着手済み
4	49	税務課	県税システム	システムのセキュリティに関する事項	意見	(ア) ネットワークセキュリティに関し、システムへのアクセスや、処理状況のログチェックは定期的実施すべきである。 (イ) 未使用のICカードを不正に使用されると、ユーザのなりすまし等によるシステムへの不正なアクセスを許す可能性がある。また、実際に不正なアクセスが発覚した場合に、どのICカードが不正に利用されたかの特定が難しくなるため、交付管理簿等により日付ごとに発行・返却・紛失枚数を記録し、管理するようにすべきである。 (ウ) ユーザ権限の付与・消去はその都度実施すべきである。	(ア) ログのチェックについて職員が簡易・定期的に実施できるよう、ログの取得、編集方法について、手順書を作成中。 (イ) 未使用ICカードについては、管理簿で管理している。 (ウ) ユーザ権限付与・消去については、現在、人事異動等で県税システムの利用状況が変更となった都度実施している。	着手済み
5	51	税務課	県税システム	今後のシステム開発・運用面での課題	意見	今後税務システムを開発・運用するに当たって、システム導入による業務の効率化を図るための指標を事前に設定し、これを達成すべくシステムの開発・運用コストを有効に利用する方を検討すべきである。 また、近年はシステムの高度化及び取り扱うデータの大容量化に伴い、システムの開発以上に保守に関するコストが増大する傾向にある。このコストは1つのシステムを1つの団体で使用する以上は、当該団体が全て負担せざるを得ないため、これを軽減するため1つのシステムを複数の自治体で共同で利用する方法を検討してはどうか。	今後システム開発業者選定においては、システム導入により目指す効果が実現できるような提案を評価項目の一つとするなど、業者選定方法を検討する。 また、複数の自治体によるシステムの共同利用の件については、税務システムの開発はメーカーの基本パッケージソフトを各自治体仕様にカスタマイズしているのがほとんどであり、同一仕様のソフトを複数の自治体で運用している例がない。また、共同運用のためには事前に自治体間での協議が不可欠であり、現実的には課題も多いが、他県での状況について情報収集を行っているところである。	着手済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
6	60	税務課	個人県民税	住民税の賦課情報の確認について	指摘	個人県民税に係る賦課事務のうち、特例的な取扱いを要するものをどのように行っているか県税務課として把握しておくべきである。 例えば、下記のようなものが挙げられる。 ①外国人住民に対する住民税の取扱い ②事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者の捕捉 ③非課税者の条件 ④減免者の条件	現在、外国人技能実習生など外国人住民に対する住民税の取扱いについて、市町村課と連携の上、先進事例の把握や担当者向け研修等の受講を通じて、納税者や関係機関・団体等に対する滞納防止を周知するための効果的な手法等の検討を進めることとしている。 また、市町村により条例上、異なった(特例的な)取扱いが可能となるものについては把握済みである。	実施済み
7	61	税務課	個人県民税	住民税賦課事務に係る市町村と協議会の設置について	意見	住民税徴収事務については、各市町村の徴収担当と情報を交換し、協力して滞納税の回収・処分に努めている。住民税賦課事務においては、税務課担当者研修は行われているものの、市町村担当者との統一研修、情報交換に関する機会は設置されていない。 (仮称)熊本県住民税賦課事務協議会を設置して、市町村の県民税情報を受け取るだけでなく、各市町村との情報交換・意見交換する場を設けてはどうか。	提案の「(仮称)熊本県住民税賦課事務協議会」については、各市町村の意向等を踏まえた上で設置の必要性について検討することとし、併せて、県内各地区に設置されている「地区税務協議会」(県、市町村、税務署で構成。)の場を活用した統一研修・情報交換について国税局と協議中。	着手済み
8	73	税務課	個人事業税	課税判定誤り及び判断根拠が不明確等について	指摘	事業主控除の計算誤り、月割り計算根拠が不明確、業種判定根拠が不明確等を指摘した。課税の公平性の観点からも、判断過程の明確化、精度の高い査閲が行わなければならない。	個人事業税については、指摘対象事案を除き、概ね法令・マニュアル内容に沿った適正な課税処理が確認されているものの、指摘対象事案は、判断過程や査閲内容に一部不明瞭な部分があったことから、既に税額更正等の処理を完了しているところである。また、平成30年度における意見交換会において、再度各広域本部で情報共有予定。	実施済み
9	75	税務課	個人事業税	証憑の保管状況について	指摘	申告書、証憑等の保管キャビネットの施錠管理を徹底するなど、より厳重な管理体制が必要である。	指摘内容を踏まえ対応済み(キャビネット施錠の徹底)	実施済み
10	75	税務課	個人事業税	年の途中で事業を廃止(死亡による廃業を除く)した際の取扱いについて	指摘	年の途中で事業を廃止し事業税の申告をしていない納税者についても各種控除を適用しており、地方税法及び統一のマニュアルどおりに実務が行われていない。	地方税法及びマニュアルに従った取扱いを行うよう各広域本部に通知済み。	実施済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
11	76	税務課	個人事業税	県税システムデータの自動計算の信頼性について	意見	課税判定作業において、県税システムで青色申告特別控除、事業専従者控除及び各種控除額をチェックシートに反映させ、上席に供覧し、査閲承認されるが、一部課税標準額の自動計算が行われないため、担当者が自ら計算し手書きで修正しているケースがあった。 システム担当者と原因を追及・改善し、システム上の信頼性を確保することが必要である。	本意見は、課税対象外事業であること等の各種控除額に関係しない理由で個人事業税が「失格」となる課税資料の供覧・査閲に際して、当初入力後に配信されたチェックシートを「手書き修正」していた事案に対するものであり、通常県税システムへの修正入力には行わない。	実施済み
12	77	税務課	個人事業税	貸付不動産台帳兼判定表について	意見	「貸付不動産台帳兼判定表」は、統一的マニュアルである「個人事業税課税マニュアル」で規定されているものではないが、不動産貸付と駐車場貸付の件数や貸付面積等が記載され、事業税の課税判定に有用な資料であり、全広域本部で「貸付不動産台帳兼判定表」の活用を検討すべきである。	「貸付不動産台帳兼判定表」を全広域本部において活用できるよう、判定表の記載内容について精査を行っているところ。	着手済み
13	78	税務課	個人事業税	事例研修について	意見	個人事業税は専門的な知識が要求されること、処理件数が多いため各納税者に対して時間を掛けられないこと、賦課徴収であるため間違えられないことなどの特殊性も考えると、新しく担当になった班員のためにも、判断を誤りやすいところや迷いやすい点を事例集として文書化することが望まれる。 各広域本部間で情報を共有するためにも、本庁税務課が各広域本部からの事例を取りまとめ、1つの事例研修資料として整理するとよいと考える。	各所管個人事業税担当者を集めた「個人事業税事例検討会」において、事例を収集し、取りまとめ結果を配付予定。	着手済み
14	78	税務課	個人事業税	返戻処理簿について	意見	納税通知書が返戻された場合の処理について、「返戻処理簿」を班長若しくは課長が査閲し、処理状況を確認するべきである。	返戻処理については、個人事業税課税マニュアルにおいて、「個人事業税返戻受付簿（一覧表）」に納税者名や住所等を記載後、住所調査を実施し、当該実施結果を、「個人事業税調査書（納税者ごとの個票）」に記入のうえ、課長まで調査結果等の確認を行うこととしている。 各広域本部に対しては、改めてマニュアルに従って返戻処理を行うよう通知することとしており、現在、通知内容詳細について整理を進めているところ。	着手済み
15	79	税務課	個人事業税	納税通知書と決裁資料との突合について	意見	県北広域本部では、課税対象者の納税通知書の有無、住所及び氏名の一致の確認は行っていたものの、決裁資料と調定明細書一覧リストとの照合を行っていなかった。 決裁資料と調定明細書一覧リストとの照合作業は、統一的なマニュアルである「個人事業税課税マニュアル」で規定されたものではないが、課税誤りや不正防止の観点から有効な統制活動であり、決裁資料と納税通知書の情報の一致を確認することで、当該処理誤り及び不正行為を防止することができる。	意見対象所管の県北広域本部については、今年度定期課税分から実施。 なお、今回意見を機に、他所管の実施状況も確認の上、未実施所管に対し実施を指示済み。	実施済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
16	79	税務課	個人事業税	個人事業税の納付書について	意見	個人事業税について年2回に分けて納付を受けているが、納付書も2回に分けて発送している。 1年分まとめて支払うこともできるよう、2期分の納付書をまとめて発送することを検討すべきである。	これまで、主に2期分の納付失念等に備えて各期ごとに納付書を送付していたが、各県の取扱状況は確認済み。今後、納付書一括発送実施県における徴収率の変化等について再確認を行うとともに、一括発送を実施した場合の2期分の納付しよう等の効果的な手法について整理を行っているところ。	着手済み
17	80	税務課	個人事業税	年の途中での事業を廃止(死亡による廃業を除く)した際の申告について	意見	廃業時に事業税の申告が必要であることの認知度が低く、結果として無申告となり各種控除が制限される事態となっている。 チラシを入れる等何らかの対策が必要である。	納税通知書に同封するチラシに、指摘内容を追加。 また、消費税軽減税率制度実施協議会(H30.8.2開催)において、出席事業団体に対してチラシを配布済み。	実施済み
18	80	税務課	個人事業税	無申告者の捕捉について	意見	5年間の課税履歴を出力し課税漏れがないかの確認を行っているが、過年度の法人成りや廃業の情報を追加し、廃業の届出があった納税者以外の納税者のうち昨年まで申告はあったが、今年度は申告がない納税者を抽出し、当該納税者には、確認文書の送付、アンケート若しくは実地調査などで事業税の課税漏れを防ぐための施策を行うべきである。	8月1日開催の「九州各県直税担当者会議」において、他県の状況を確認済み。長崎県を参考に、具体的な実施方法や実施事の課題等について整理を進めているところ。	着手済み
19	89	税務課	法人二税	文書の管理状況について	指摘	県央広域本部では、執務室のキャビネット(施錠可能)、職員のデスク付近の移動ワゴン、2階の文書保管庫、2階の会議室のオープンキャビネット、地下1階の文書保管庫2部屋において文書を保管しているが、執務室のキャビネット及び移動ワゴン以外は他の税部門と共有となっている状況である。 個人情報の保護や守秘義務の観点から問題があり、早急に改善を図る必要がある。	庁舎内の文書保管スペース不足から指摘の状況となっているため、当面、担当業務以外のファイルへのアクセスを制限するとともに、会議室の施錠を徹底している。 なお、来年度以降予定されている庁舎仮移転時には文書保管に必要なスペースが確保できるよう、関係課と協議調整中。	着手済み
20	90	税務課	法人二税	申告書の自署・押印について	指摘	申告書の自署押印については強く求めているが、県税事務マニュアルに従うと自署押印を求める必要がある。 一方、平成30年度税制改正大綱の中で自署押印制度の廃止が盛り込まれていることから、自署押印の意義が変わってきており、県税事務マニュアルをそれに沿ったものに改正する準備も必要である。	平成30年度税制改正に伴う地方税法規則様式(申告書様式)改正に沿って、年内にマニュアルの当該箇所の改正を行う。	着手済み
21	91	税務課	法人二税	電話等による申告書の修正について	指摘	県税事務マニュアルによれば、法人の事務所等が遠隔地に存在し訂正させることが困難である場合、又は税額が減少する場合に限り電話等による訂正対応を認めているが、現在は増額となる場合も電話による修正を行っており、マニュアルどおりの処理が行われていない状態である。 電話等による修正を認める箇所と、申告書の修正を求める箇所を明確にし、ルール化する必要がある。	ルール化及びルール内容のマニュアル反映を、年内に行う。	着手済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
22	91	税務課	法人二税	課税マニュアル(法人県民税・法人事業税編)の見直しの必要性について	指摘	平成23年4月より法人二税の課税業務が県央広域本部に集約されたが、集約後は県央広域本部の事務量が相当増えているにもかかわらず、マニュアルは十分な見直しが行われていないことから、「申告書提出の有無の管理」等現在の業務実態に即していない部分が存在する。 実行可能な内容となるようにマニュアルの改訂が必要である。	指摘内容を踏まえ、実態把握及び見直し内容について、現在、整理を進めており、年内を目途にマニュアル改訂を行う。	着手済み
23	92	税務課	法人二税	研修制度について	意見	専門的知識を必要とする税務課の業務においては、今後税務課職員の知識及びノウハウの蓄積をどのように計画的に行っていくかが検討課題である。 以下のような方法によって、職員の業務遂行能力を高めることが考えられる。 ①税理士等の専門団体との協力体制の構築 ②税理士等の専門家とのアドバイザー契約 ③外部の研修制度の活用 ④税務課において専門書を共有図書として常備する	職員の業務遂行能力の向上については、毎年開催の全国地方税務協議会主催の担当者向け外部研修へ派遣し、派遣職員のみならず、所属全体の専門知識及びノウハウの蓄積に努めている。	実施済み
24	93	税務課	法人二税	業務の外部委託について	意見	申告書及び納付書のプレプリントの県央広域本部への搬入、封入及び発送までの作業等、単純な業務に多大な労力が費やされていることから、外部委託できないか検討が必要である。	他県の対応状況や平成32年度からの大法人の電子申告義務化も踏まえ、発送件数・業務の削減・簡素化に向けて、電子申告移行済み法人へのプレプリント発送中止について整理を進めているところ。	着手済み
25	93	税務課	法人二税	自動計算項目を手入力した際のモニタリングについて	意見	税務オンラインシステムについては、システムが対応していない特殊な計算を行う場合に対応するため、自動計算される箇所を手入力できる仕様になっている。このため手入力した項目については、理論的な計算結果以外の入力が行われているリスクも存在している。 手入力された案件が一覧としてリスト化されれば、入力のチェック作業の効率化が見込まれる。	県税システムについては、平成34年12月に運用を終了、次期システムへの移行を予定していることから、意見内容については、他のシステム化要望項目も含め、次期システムでの対応検討項目へリストアップした。	着手済み
26	93	税務課	法人二税	システムの改修について	意見	現在のシステムでは、国税データとの連携はできるものの、連携した結果として法人税申告書の別表5(2)の純資産の部のデータが閲覧できない。そのため、国税データとの関係情報だけでは正確に均等割額の判定ができない。 また、電子申告システム(eL-Tax)では、まれに前日受付分の一部が閲覧できず、一定の時間が経過した後に閲覧が可能になるという状況が生じている。 閲覧機能等機能の改善が望まれる。	国税データは国との契約で情報提供項目を定めているが、指摘の項目については現在契約内容に含まれていないため、提供可能項目かどうか国税当局に対し確認中。なお、提供可能な場合は契約変更予定。 また、電子申告システムに係る指摘内容について、一般社団法人地方税電子化協議会に対し対応可能か確認中。	着手済み
27	95	税務課	法人二税	OCR読取機の導入について	意見	OCRによる読み取りのシステムがないことから、OCR様式の用紙の提出は受けているものの、手作業で入力作業を行っており、作業としても膨大な量になっている。 作業の効率化を図るために、今後OCRの読み取り機の導入を検討する必要がある。	OCR読取機導入状況について各県に対し行った照会結果を踏まえ、費用対効果を考慮しながら検討を行っている。	実施済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
28	96	税務課	法人二税	未届法人の捕捉について	意見	届出が提出されているにもかかわらず申告書の提出がない法人への対応が優先されていることから、未届法人に対する調査にまで手が回らないのが実情のようであるが、課税の公平性の観点からは、届出を提出しないまま申告・納税を実施していない法人の有無を調査できる体制を確保することを検討すべきである。 課税対象法人を網羅的に捕捉するための施策として、電話帳情報、東京商工リサーチの新設法人情報や地域経済誌から県内の新設法人や県外法人の支店開設等の情報を入手することは有用であると考えられる。	新設法人情報については、特に新設法人の所在地が集中する熊本市内を管轄する熊本西・東税務署管内法人データの精査を確実に行うとともに、新たに、収税担当課で定期購読中の東京商工リサーチ発行の企業情報紙により確認することとした。	実施済み
29	104	税務課	不動産取得税	不動産取得税申告書の提出について	指摘	「不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該不動産の所在地の市町村長を経由して、課税地を管轄する広域本部長に提出しなければならない。」と県税条例で定めながらも、不動産取得税の申告書の提出は、不動産取得税の賦課の要件となっていないことから、申告書の提出がなくても不動産取得税を賦課することは可能となっており、県税条例と実務がかい離している。	未登記不動産の原始又は承継取得など、課税庁においてその事実捕捉が困難である取得形態もあり、依然として申告義務規定は必要であると考ええる。 不動産を取得した又は取得予定の県民や事業者等に対する申告制度の周知がしっかりとされるよう、不動産関係団体や業界等への働きかけも含めて、現在、その方法等について整理を進めているところ。	着手済み
30	105	税務課	不動産取得税	県税条例「過料」について	指摘	県税条例では納税義務者に不動産取得税申告書の提出義務と、その不提出に対して正当な事由がない場合の過料が規定されている。 しかし、不動産取得税の賦課に影響がないと思われるような場合には申告書提出あるいは過料を免除するように県税条例を改正し、現在行われている徴収事務に合わせて対応し、規定と実務を一致させることが必要だと考えられる。	一般的に、過料を「科する」ことについて課税庁は「裁量」を有していると考えられていることから、過料処分適用ルールの制定など、規定と実務の乖離を解消するための手法等について検討を進めているところ。	着手済み
31	107	税務課	不動産取得税	市町村からの資料せんの提供について	意見	不動産取得税の賦課資料として、市町村に「土地・建物登記済資料せん」の提出を求めているが、一部の市町村では提出が遅くなったり物件の漏れが生じている。資料せんの漏れが発見された際に、広域本部で資料せんを追加作成している事例も認められた。 自ら資料せんを作成することはせずに、できる限り再提出を求めようとするのが望ましい。	市町村の資料せんの作成・送付については、昭和39年総務部長通知の「固定資産税と不動産取得税の連絡協調について」に基づき、県と市町村との協力関係の中で、市町村に対応してもらっているところである。 現在、各広域本部を通じ市町村に対して、資料せんの漏れ等がないよう通知することで整理を進めている。	着手済み
32	107	税務課	不動産取得税	法務局への登記情報調査について	意見	課税マニュアルによると、課税対象取引の調査のために法務局への登記情報の調査を行うこととなっており、この調査は課税対象取引の漏れや市町村から入手する資料せんの誤りを防ぐことに役立っている。 しかし、現在都道府県が不動産取得税の課税資料として法務局から直接、登記情報(データ)を受け取ることは地方税法上規定されていないため、市町村との勉強会の開催等を通じ、市町村に対して正確な課税資料の提出を求めていく等の検討が必要である。	資料せんの作成・送付等に関する説明会等については、一部の広域本部においては既に実施しているところであり、今後、これらの説明会の活用などにより、各広域本部を通じて市町村に対して正確な資料の提出を求めることで整理を進めている。	着手済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
33	107	税務課	不動産取得税	担当者の専門性について	意見	税務担当部署、特に不動産取得税関係の部署においては、様々な機会を捉えて、専門性の向上や人材育成を行う必要がある。例えば、OJTを中心とした課税マニュアルの充実や、初任者及び管理監督者を対象とした研修については、内部研修の充実はもとより、自治大学校等の外部機関の研修への参加も有用である。また、他県職員が集まる担当者会議などで、情報交換等を積極的に行うことも必要と考える。	例年、各広域本部の家屋評価担当者4～5名程度を外部研修に派遣しており、今年度も派遣予定。 今後、承継部門担当者についても、不動産関連法令(民法、不動産登記法)に関する外部研修等への派遣を予定している。	実施済み
34	112	税務課	県たばこ税	確認業務の可視化について	意見	たばこ税の申告書について、記載された単価や売渡し数量に基づく納税額についての検算等の机上での確認作業は適切になされており、また、熊本県への売渡し数量との整合性の突合も行っている。 しかし、この突合については担当者が画面を見て行うのみであり、確認した証跡が残されていなかった。検証可能性の観点から、確認に伴う証跡を残すことが望まれる。また、この整合性の突合については、毎月の業務として行われているが、文書等で明文化されていないため、県たばこ税引継書の中に記載する等の措置も検討すべきである。	意見内容を踏まえ、確認内容の記録、引継書への記載をすることとした。	実施済み
35	113	税務課	県たばこ税	実地調査の必要性について	意見	毎月おおむね8社の申告書を受け付けているが、申告内容について実地調査はなされていない。 県たばこ税は、国や市町村たばこ税と調査対象者や課税標準等と同じくするため、これらの関係機関と連携のうえ調査をすることが効率的である。	国税が調査を行う場合は、事前に県及び市町村に対して通知予定である旨を税務署に確認済み。今後、調査を行う場合は、当該通知を受け、国及び市町村と連携の上、実施予定。	着手済み
36	114	税務課	県たばこ税	納税義務者の捕捉について	意見	輸入たばこについては、製造元が海外になるため、その輸入業者や輸入数量の捕捉が難しく、熊本県内の卸売においても、たばこ税の徴収漏れが起り得ると考えられる。 税関にて特定販売業者の登録者一覧、輸入通関書を入手できるような仕組みを設けることで納税者の捕捉に寄与するものと思われる。	税関からの情報提供等について、東京都から総務省に対して閲覧規定の新設要望中。今後の対応については、当該要望結果等を踏まえ検討予定。	着手済み
37	119	税務課	ゴルフ場利用税	提出されているゴルフ場利用料金明細表の様式について	指摘	ゴルフ場はゴルフ場利用税の税額を決定するために、利用料金の変更等が発生した場合、県に対して「ゴルフ場利用料金明細表」を提出する必要があるが、現在の様式は相当期間見直しがなされていないことから、現状に即していない恐れがある。 様式の見直しに加え、添付資料を要求し、現在のプレー料金と整合しているか確認する必要がある。	「ゴルフ場利用税利用料金明細表」様式は県税条例施行規則の改正の必要があることから、現在、改正内容について整理を進めているところ。 また、添付資料については、利用料金明細表の提出時に併せて提出させることとし、精密調査の際、整合性を確認する。	着手済み
38	121	税務課	ゴルフ場利用税	特別徴収義務者の手引きについて	指摘	「ゴルフ場利用税の手引き」によれば、ゴルフ場を直接訪問し実施する「精密調査」について、その調査対象期間を過去1年分としているが、現在の精密調査の実施サイクルは3年(平成28年度までは2年)であることから、手引きの調査対象期間を「過去3年分」との記載に修正すべきである。	手引き改訂済み。(調査対象期間を「前回調査対象事業期間の翌事業年以降の期間」という表記に変更。)	実施済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
39	121	税務課	ゴルフ場利用税	特別徴収義務者の手引き(不申告加算金の不適用要件)について	指摘	不申告加算金の不適用要件に関する記載が不明確な部分について、明確な記載がなされるべきである。	手引き改訂済み。(①と②の記載の間に「又は」を表記。)	実施済み
40	121	税務課	ゴルフ場利用税	特別徴収義務者の手引き(9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場)について	指摘	「ゴルフ場利用税の手引き」に9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場に触れている箇所が存在しないため、9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場に関する課税についても、手引きに織り込む必要がある。	手引き改訂済み。(9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場に関する課税について表記。)	実施済み
41	122	税務課	ゴルフ場利用税	特別徴収義務者の手引き(「ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表」の自署)について	指摘	非課税利用者について、非課税の申請取扱いを手引き上明確に記載すべきである。	手引き改訂済み。(非課税の申請取扱いについて、手引きに明確に記載。)	実施済み
42	123	税務課	ゴルフ場利用税	ゴルフ場の情報収集について	指摘	コースの改造がなされ課税の条件を充たした場合、ゴルフ場が自己申告する必要があるが、自己申告である以上は、申告がなされないリスクが存在している。自己申告が漏れているゴルフ場がないか積極的に調査できるようにするために、ゴルフ場の改造等の情報を積極的に収集できる仕組みを作る必要がある。	九州各県間税会議(H30.8.26開催)において、コース改造等に関する情報収集方法について確認したが、各県とも情報収集できる仕組みは構築されていない。今後は、県内経済情報紙(「くまもと経済」)の定期購読や業界関連のホームページ等の確認等を通じて情報収集を行う。 併せてゴルフ場所在の市町村へ情報提供のお願い文書を12月末に発送予定。	実施済み
43	123	税務課	ゴルフ場利用税	職権による修正に関するルールについて	指摘	申告書の職権による修正については、熊本県が作成しているマニュアル等には記載があるものの、その法的な根拠は存在しない。 職権による修正で対応ができる場合と、申告書の出し直しを求める場合について、運用ルールを明確にする必要がある。	指摘内容を踏まえ、運用ルールの明確化を図るため、マニュアル等への明記のための整理を進めているところ。	着手済み
44	129	税務課	自動車取得税	課税標準の正確性について	意見	自動車取得税検索システムにより申告対象車の課税標準額(取得価額と同額)を確認しているが、型式と類別区分番号により検索をかけることで車種や年式までは特定されるが、レザー仕様などのグレードまでは把握できていない。 実地調査もなされておらず、課税漏れを防止できる体制になっていない。仕様を示す書類の添付を求めるか、或いは定期的な実地調査などにより、適正な課税を担保する必要があると考える。	全車両について、仕様・オプション等の装備実態を確認するとは困難であることから、オプション等の価格が比較的高額な車両から調査対象車両を抽出済み。 今後、当該抽出車両の注文書等確認による調査を実施予定。	着手済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
45	129	税務課	自動車取得税	自動車取得税災害減免について	意見	<p>減免額の算定において他県の多くは、代替自動車の自動車取得税を限度とし、被災自動車の残存価格に対し税率を乗じた額を減額することとしているが、熊本県では、代替自動車の自動車取得税を全額減免することとしている。</p> <p>現行の県税災害減免制度でも設定している税目がなく、他制度との整合性が取れなかったためとしているが、この自動車取得税の減免に関してのみ鑑みれば、例えば、大衆車から高級車への買い替えの場合、自動車取得税を減免すべき特段の理由はなく、一定の上限を設けるべきであったとも言える。</p> <p>他制度も同様の減免となっているのであれば、実態把握を行い、併せて見直す必要もあると考える。</p>	<p>意見内容については制度導入に当たりの検討の際も指摘がなされていたところであるが、近年の災害発生時における他県における自動車取得税減免の制度内容や熊本地震の被害の大きさ等を踏まえ、被災者の生活・事業再建の一助となるよう制度設計を行っている。</p> <p>なお、熊本地震に係る自動車取得税の災害減免において、所謂、大衆車から高級車への買換えに伴う減免事例はなかった。</p>	実施済み
46	135	税務課	軽油引取税	免税対象となる機械が重複して認められる可能性について	指摘	<p>「別の事業者が同一の船舶を使っていないか」という観点でのチェックは行われていない。免税軽油使用者証及び免税証が同一の船舶に対して2重に交付され、必要量以上に免税軽油の取得が可能となるリスクに対し、システム面でも対応することが考えられるが、該当するようなリスクの高い申請の場合には特に留意して申請内容をチェックするといった対応をとることも考えられる。</p>	<p>船舶については、船名及びエンジン型式による重複データの検索・抽出により重複登録が疑われるケースを把握し、確認を行った。年内に関係所管に詳細について照会予定。なお、免税機械の個体識別番号によるチェックについては次期システムにおける導入の検討を進めているところ。</p>	着手済み
47	136	税務課	軽油引取税	特約業者の提出する申告書について	指摘	<p>特約業者が提出する申告書を確認したところ、軽油の販売量等を記載する際の筆跡と、会社名等を記載する際の筆跡が明らかに異なるものが散見された。</p> <p>申告書の記載内容のうち、特に軽油引取税の場合販売数量等の記載は重要な申告項目であり、当該箇所の記載を県の職員が代行し、もし誤りがあった場合は責任の所在が曖昧になってしまう。申告書の記載は特約業者が行うことにし、県の職員は誤りが起きないように指導・助言することと定めるようにすべきである。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、記載誤りの対応についてルール化を検討し、年内にマニュアル改正を行う。</p> <p>なお、記載の誤りが多い特約業者に対しては、申告書の記載要領を配布して指導・助言を行うことで、記載誤りを減らす取り組みを行う。</p>	着手済み
48	136	税務課	軽油引取税	免税軽油使用者に対する調査の方法について	意見	<p>調査対象の選定に際しては、リスクの程度と地域性を考慮したうえで一定のルールを定め、不公平にならないように実施すべきである。</p> <p>調査の有効性、効率性向上の観点から基準を明確にしたうえで各広域本部の実情に合わせて調査対象を選定するように検討すべきと考える。</p>	<p>各広域本部に対し、調査対象の選定に係る基本的な考え方を整理の上、年内にそれぞれの実情に合わせた選定ルールを策定するよう、年内に指示。</p>	着手済み
49	137	税務課	軽油引取税	回収された免税証の取扱について	意見	<p>一旦発行された免税証について、特約業者から回収したものの、有効期限までに使用されずに返納されたものについては、「無効印」をスタンプしたうえで一定期間保管し、その後処分することとなっている。ただ、免税証の消込については免税証の表面に印刷されたバーコードを使って読み取りを行うことになっており、当該バーコードが読める状態のままでは、システム上の回収記録を消去したうえで、再度読み取りを行うことが可能となる。</p> <p>現在の事務執行マニュアル上では「無効印を押して保管し」という規定になっているため、事務執行マニュアルの変更も検討する必要がある。</p>	<p>7月末開催の九州各県間税事務打合会で各県取扱いを確認済み。確認内容を踏まえ、対応可能な処置方法の整理やマニュアル改正を年内に行う。</p>	着手済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
50	138	税務課	軽油引取税	免税証の書き損じが生じた場合の処置について	意見	事務執行マニュアル上は、交付済み免税証の紛失・破損等の場合及び交付後未使用のまま返納された免税証の取扱については規定されているものの、交付前に書き損じとなった免税証に関する取扱がない。したがって、システム上「書損」として登録はするものの、書き損じた現物がどのように処分されたかの記録が残っていない。 書き損じが発生した場合にはシステム上の処理とは別に適切に記録を残し、実際に書損処理が行われたかをチェックできるようにすべきである。また、発生した書き損じ免税証については、消し込みの際に利用するバーコード部分を切り取る、若しくは穴をあける等して再度読み取りができないような状況にしたうえで保管するといった手続きをとることが考えられる。	7月末開催の九州各県間税務事務打合会で各県取扱いを確認済み。確認内容を踏まえ、対応可能な処置方法の整理やマニュアル改正を年内に行う。	着手済み
51	145	税務課	自動車税	自動車取得税・自動車税減免申請書の記載事項の不備について	指摘	複数の減免申請書を閲覧したところ、条例の条文番号及び登録(届出)年月日、取得年月日、用途、種別、主たる定置場が空欄のままとなっている減免申請書が多数散見され、特に身障者用のものに空欄が目立った。また、記載のあるものについては点検された跡があるが、空欄の場合にはそもそも何の足跡もない。 空欄であっても別途添付書類等で内容は確認できるものの記載事項である以上、記入、点検共に記載事項全てを網羅すべきである。	申請書様式について、今後、チェックマーク記入方式の導入により、記入を容易にし、必要事項が空欄のまま提出されないよう見直し、平成31年2月議会開催時に規則改正予定。 なお、様式見直しまでの間の記入方法等については、現在、整理を進めているところ。	着手済み
52	146	税務課	自動車税	自動車税減免等に伴う自動車税の還付について	意見	還付に当たり、納税義務者に届く送金通知書において添付の委任状や領収書に納税義務者の住所、氏名を記入してもらうこととしているが、記載されている内容が個人を前提とする形式となっている。 納税義務者が法人や個人事業主の場合、還付金は収益になるが現金収入は足跡が残りづらく、収益の計上漏れにつながるおそれがある。原則、納税義務者本人の口座振込にすることで、ひいては熊本県の住民税の増収(過少申告による徴収漏れを防ぐ意味で)にもつながるため、還付方法の検討が望まれる。	自動車税の登録抹消に係る還付については、納税者の申告によって行うものではないことから、業者への委任払いの場合を除き納税者の還付口座の情報を必ずしも把握しているわけではないため、他税目と違い自動車税の還付については送金通知書による還付を行っているところである。今回の意見を踏まえ、8月開催の九州各県企画徴収事務打合せ会において他県の状況等を聞いたが本県と同様な状況であった。今後、還付口座情報の入手方法等について自動車税事務所と協議を行いながら還付方法の対応について検討したい。	着手済み
53	146	税務課	自動車税	減免の現況調査について	意見	一度減免された後は、減免申請内容の変更の有無について自動車税の減免を受けようとする者に自己申告する現況報告書の提出を毎年求めている。 しかし、現況報告書の提出において減免要件を満たすことを証する添付書類の必要もなく、内容の確認には限界もある。減免の要件となる書類(障害者手帳等)の添付書類の提出を求めること等検討すべきである。	減免要件と現況との乖離が生じやすいケースについて整理中。このうち、納税義務者が平均寿命を大幅に超えるケースについては、一定年齢以上の者について住基ネットによる年齢確認を行うとともに、一定期間経過後に障害判定を行う療育手帳所持者については、個別に調査を行うことで整理を進めているところ。	着手済み
54	146	税務課	自動車税	自動車税の減免判定における被害額に含まれる消費税について	意見	被害額の算定に当たり、消費税の扱いを明らかにし、自動車税・自動車取得税減免処理マニュアル等への明文化の検討が必要である。	これまでも、被災自動車の被災前の価額の算定にあたっては、消費税を含まない価額とする取扱いを行っていることから、被害額の算定においても消費税を含まない取扱いとしていた。今後、当該取扱いについて、自動車税・自動車取得税減免処理マニュアル等に明記予定。	着手済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
55	150	税務課	鉦区税	登録年度と調定年度のズレについて	指摘	鉦区税の納税義務者は、納税義務が発生した日から7日以内に必要事項を記載した申告書を県央広域本部長に提出しなければならない(熊本県税条例第115条)としているが、申告がなされていないため、九州経済産業局の通知に基づき対応している現状である。 鉦区税に関するチラシを鉦区税賦課通知書と同封する等、鉦業権の登録年度に賦課徴収漏れがないように早期課税早期収納を行う必要がある。	これまでも、鉦区税に関するチラシについては納税通知書に同封していたが、今後は記載内容を見直し申告義務の周知を徹底することとする。	着手済み
56	150	税務課	鉦区税	鉦区税の賦課徴収に関する申告等について	指摘	鉦区税の申告指導を徹底し、年度末付近の処理が必要な場合についても適正に処理すべきである。	上記No.55と同じく、鉦区税の申告義務についてチラシの記載内容を見直し指導を徹底していく。	着手済み
57	151	税務課	鉦区税	条例内容について	意見	鉦区税の賦課徴収に関する申告等の義務を定め(熊本県税条例第115条)、鉦区税の納税義務者が、前条の規定により申告すべき事項につき、正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科すると定め(熊本県税条例第116条)しているが、条例の規定どおりに事務がなされていない。 必要な場合は条例の見直しについても検討を行うなど適切な事務執行がなされるようにすべきである。	鉦区税については、鉦業権者の登録(異動)状況情報に基づき適正課税ができおり、これまで過料を科した事例はない。 鉦区税の過料規定についても不動産取得税と同様、過料を「科する」ことについて課税庁は「裁量」を有していると考えられていることから、過料処分適用ルールの制定など規定と実務の乖離を解消するための手法等について検討を進めているところ。	着手済み
58	155	税務課	狩猟税	2種以上の狩猟免許申告書について	指摘	狩猟者が2種以上の狩猟免許登録をしており、2種以上の狩猟税申告書を提出する場合、その種類ごとに申告書を提出するよう県では指導している。同一の申告書で2種以上の申告を提出している場合でも改めて種類ごとに申告書を提出させている。受理された狩猟税申告書を税率ごとに分類して編みつける必要(熊本県税事務取扱規程第121条の2)があるからとの理由であった。 熊本県税事務取扱規程は県での事務処理の話であって、申告方法を制限するものではない。2種以上の狩猟税申告の必要がある場合、1つの申告書で受け付けるよう納税者の便宜を図るべきである。	H30. 6. 13付けで、各広域本部狩猟税担当班長へ指摘内容を踏まえ、納税者への負担がないような取扱いにすることを通知し、H30. 8. 20付けで「狩猟税事務処理要領」の中の関係規定の改正も行い通知済み。	実施済み
59	156	税務課	狩猟税	申告書の印刷の必要性について	意見	申告書の調達方法には、県が用意する印刷物による他、熊本県ホームページ上からのダウンロードによる方法でも可能である。また、それらをコピーした申告用紙でも受け付けている。 ホームページの利用を促すことが重要である。	自然保護課から各地域振興局の林務課等へ県ホームページの利用について周知依頼済み。	実施済み
60	160	税務課	産業廃棄物税	保健所との連携について	意見	事業者は、保健所に対して「産業廃棄物処理実績報告書」を毎年提出していることから、現地調査の際には保健所への報告書も入手して、申告書の正確性を確かめる資料として活用することが望ましい。	意見内容について、本庁担当者から各所管担当者に指示済み。	実施済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
61	171	税務課	収納事務	マニュアルの見直しについて	指摘	平成25年4月から広域本部化されているが、これに即した見直し・更新もなされていないため現状に合わない部分が存在している。 現状に即したマニュアルの見直しが必要と考える。	現収税マニュアルの内容精査及び修正作業については、7月から一部始めているところである。年内は修正作業を進め、年明け頃から広域本部等から意見を聴取、調整を行い、改正作業を進めることとしている。	着手済み
62	171	税務課	収納事務	業務分担の方針の明確化について	指摘	現在の業務分担の経緯や考え方等について引き継ぎがなされない場合、責任関係の不明瞭さや、担当者が「なぜ我々が実施しなければならないのか」という不満が発生する可能性も想定され、業務の確実性に影響を与える恐れがある。 業務分担に関する経緯や理由を文書として記録に残すことが望まれる。	指摘内容を踏まえ、業務分担方法については、7月に本庁、自動車税事務所、県央広域本部間での協議、内容確認を行い文書化していくこととした。	着手済み
63	172	税務課	収納事務	各所管における危機事案の職場研修等の内容について	指摘	過去において発生した税務業務における危機事案を、研修資料等により職員に公開しているが、個々の危機事案を新規に税務業務に従事する職員等にも分かりやすく紹介するため、会議や職員研修に危機事案の件を用いる場合には事例だけでなく、原因分析、対応方針も含めたテキストの作成が必要である。	危機事案発生防止のための研修については、本庁において危機事案の事態収束後に事例ごとに原因分析・改善対応策まで記載した書類を所管に配付し、その後、各所管において職場研修等で職員に対し周知徹底を図る流れとなっている。今後、同書類を税務職員が常時閲覧可能なシステム上のキャビネット(税務フォーラム)に掲載するとともに、各所管の危機管理者を通じて事例の情報提供を行い、責任の所在を明確にすることで、各所管における更なる情報の周知徹底及び定着を図ることとする。	実施済み
64	172	税務課	収納事務	本庁からの危機事案案件の回覧について	指摘	本庁から発信された危機事案の供覧について、書類管理者は、全て関係する職員の回覧が終了したことを確認すべきである。また、回覧完了の日付を管理すれば、回覧漏れは回避できる。	年度当初開催の収税班長等会議の場で包括外部監査結果について説明及び危機事案に関する本庁からの提供資料の回覧、回覧後の書類の管理について依頼を行ったところである。また、今年度の税務点検マニュアルの項目に危機事案の供覧について、全て関係する職員の回覧が終了したことの確認等の項目追加を行い、9月実施の広域本部に対しての本庁事務指導時において、税務点検マニュアルに基づきチェックを実施した。	実施済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
65	172	税務課	収納事務	時効の起算点のチェックについて	指摘	<p>差押等の強制処分や納付誓約書提出による租税債務の承認が発生した場合は、差押解除日等の時効の起算点を税務システムに入力する必要がある。</p> <p>現状、入力担当者に任されており、差押に関しては税務システムで処分入力済の確認一覧表により処分日、解除日を班長及び課長が確認しているが、納付誓約書徴取による承認日の確認は実施しておらず、本当に正しい日付が税務システムに入力されているか網羅的に確認できていない。</p> <p>時効の中断事由の日付が正しく入力されているか、入力担当者以外の職員が基礎となっている資料とチェックする必要がある。</p>	<p>年度当初開催の収税班長等会議の場で包括外部監査結果について説明及び時効起算点のチェックについて依頼を行ったところである。また、今年度の税務点検マニュアルの項目に納付誓約時における「時効中段事由の日付が正しく入力されているか。担当者以外の職員(班長等)が誓約書を基にチェックしているか。」の項目追加を行い、6月開催の収税部門基礎実務研修において、受講者に対し納付誓約時における税務システム入力、チェックについての説明を行ったところである。また、9月実施の広域本部に對しての本庁事務指導時において、税務点検マニュアルに基づきチェックを実施した。</p>	実施済み
66	173	税務課	収納事務	個人情報の管理について	意見	<p>滞納整理カードには個人情報が多く含まれており、個人情報保護の観点から慎重な対応が要求される。滞納整理カードの紛失、記載情報の漏えいが発生した場合、善管注意義務違反の責任を問われる可能性が高い。</p> <p>施錠できるところで保管するよう検討が必要である。</p>	<p>特定個人情報(マイナンバー)が含まれている書類については、鍵付きキャビネを購入し、書類管理を行っているが、滞納整理カード等の個人情報が含まれている書類については鍵付きキャビネには入れていないものの、執務室内に第三者を立ち入りさせないことや書類については人目につかないように保管する等、個人情報書類の取扱いについては、班長会議や事務指導等を通じて周知を行っているところである。今年度も年度当初の収税班長等会議において、包括外部監査結果について説明を行い、9月実施の広域本部に對しての本庁事務指導時において、税務点検マニュアルに基づきチェックを行った。今後も引き続き個人情報の取扱いについては漏えい防止について周知徹底していくところである。</p>	実施済み
67	174	税務課	収納事務	課税と収税の連携について	意見	<p>広域本部化により税務部門においても組織の見直しが行われ、熊本県税事務所が廃止された。広域本部制になる前は、各振興局に税務課が設置されており、職員も振興局税務課への配属であったことから、税務課内での異動は税務課内で決定できた。そのため、課税部門と収税部門間の異動も容易に実施することができ、両部門を経験する職員も多かったが、現在、両部門を経験する職員が減少しており、課税部門と収税部門の緊密な連携が図れるのが危惧される。</p> <p>組織や業務分担の再編に合わせて、業務内容自体の見直しは行われておらず、業務内容自体の見直しを今後実施する必要があると考える。</p>	<p>税務業務を執行していくうえで、課税部門と収税部門の連携は不可欠であることから、両部門が協力して業務にあたること等については、広域本部については税務担当の総務部副部長において調整を行い、疑義等が生じた場合においては(課税・収税両課長が集う)税務運営会議等において協議を行うこととなっている。今後においても、組織や業務分担の再編等で業務見直し等が生じる場合は、税務運営会議等で協議を行い取り決めていくこととする。</p>	実施済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
68	175	税務課	収納事務	自動車税督促状発送業務の効率化について	意見	6月末に督促状を発送している。督促状を発送するに当たっては、督促状印刷後から発送までに納付が完了する納税者が存在することから、督促状の引き抜き作業を実施している。 引き抜き作業のコスト、引き抜きによる郵送料のコスト減とクレーム対応コスト、収納率の向上等の要素を考慮し、引き抜き作業を廃止できないか検討が必要である。	意見内容を踏まえ、年度当初の収税班長等会議の場で督促状引抜実施の有無について確認。広域本部からは引抜は督促発付後のクレーム電話等の対応減につながるなどの意見もあり今年度は実施。今後、現場の広域本部の意見等も踏まえ、引き抜き作業の実施の有無について検討を行っていく。	実施済み
69	177	税務課	収納事務	マイナンバーの活用について	意見	マイナンバー制度を積極的に活用し、その一方で書類の管理についても十分に検討し、必要な予算については確保すべきである。	収税部門においては、特定個人情報(マイナンバー)を記載するような申請書は法令により記載義務が現時点では殆どないことから、積極的活用はなされていない。特定個人情報(マイナンバー)が含まれている書類については、鍵付きキャビネを購入し、書類保管・管理をするようにしている。	実施済み
70	177	税務課	収納事務	車検切れしている自動車について	意見	現在、納税通知書を送付しているものの中に、車検が切れている車両が存在する。 車検切れの車両で、現在その所在が不明な自動車については、できるだけ課税保留の処理をすることが望ましいと考える。また、少なくとも納税通知書に「車両が車検切れでその所在地が不明の場合は、自動車税事務所に相談することを薦める文書を記載することが望まれる。	納税通知書又は納税通知書に同封する各種お知らせ文書において、納税義務者に対して、課税対象車両が「車検切れ」かつ「所在不明」の場合は自動車税事務所へ申出・相談を行うよう案内することとし、現在、納税通知書等への記載内容等について検討を行っている。	着手済み
71	178	税務課	収納事務	滞納整理における分割納付への対応について	意見	納税の猶予による分割納付は、納税者の財力に配慮しつつ、滞納税債権の徴収を進めることができることから、有効な手段であると考え。また、滞納件数が多く発生する自動車税では、必ずしも納税の猶予制度によらない分納を認める必要性も認められる。 県は、納税者に対する取扱いに不公平が生じないよう、納税の猶予を含む分割納付に関する手続を「徴収の猶予等に係る取扱要領」「猶予関係の申請の手引き」としてマニュアル化し、共に平成28年4月1日から施行している。 分納を認める場合、納税者の財産状況や納付能力を慎重に判断するため、預金通帳や支払方針等の提示を求めているとのことであるが、この取扱いについては特にマニュアル等への明確な記載は存在しない。 自動車税の分割納付を認める場合、県央広域本部では納税の猶予手続をとることなく、慣習的に最大3回まで認めているようであるが、これは熊本県としての統一的な方針として定められたものではなく、納税者の実情に応じた分割納付を提示している状況である。 研修等で納税の猶予制度の取扱いの周知徹底をするなど、広域本部の取扱いで納税者に対する取扱いに不公平が生じないようにする必要がある。	年度当初開催の収税班長等会議の場で包括外部監査結果について説明を行ったところである。納税の猶予制度による分割納付については、その手続きについて「徴収の猶予等に係る取扱要領」「猶予関係の申請の手引き」を平成28年4月1日から施行しているところである。本制度の内容について、9月実施の広域本部に対しての本庁事務指導時における意見交換時に話を言い、あらためて職場研修で周知していくよう働きかけたところ。	着手済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
72	187	税務課	徴税費	ゴルフ場利用税に係る報奨金交付について	意見	平成18年度における九州各県の指標から交付水準、平均交付額をもとに現在の600万円を上限とする「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」が定められ、交付されているが、ゴルフ場利用税の減少傾向の現在を鑑みると、「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」も見直しの検討が必要であると考えます。	当該報償金は、ジュニアゴルファーの育成など、ゴルフ人口が減少する中、ゴルフ人口の底辺拡大によるゴルフ場利用税の増収につながる取組み等に対して支出しているものであるが、今後の当該報償金のあり方については、意見内容及び他県の状況等も踏まえつつ、関係団体と協議を行うこととしている。	着手済み
73	188	税務課	徴税費	県たばこ税広報等業務委託について	意見	県健康福祉部では健康増進法に基づき、受動喫煙防止対策に予算を要求している事業を鑑み、喫煙マナーアップ推進事業として、吸殻のポイ捨て禁止、受動喫煙防止等喫煙マナーに関するメッセージを記載する等他事業との調整を図るべきと考えます。	今年度の広報内容・文言等については、意見内容を踏まえた内容となるよう、関係団体と協議調整を行うこととしている。	着手済み
74	188	税務課	徴税費	コンビニエンスストアによる収納事務委託について	意見	収納コスト、納税者の利便性等考慮するならば、収納率アップに有効な手段であり、広報などによりコンビニ収納の推進を更に図るべきである。	県税の納付方法については、コンビニ収納の他、金融機関、口座振替、クレジット納付と多様な収納チャネルを用意し、納税者にとって都合のいい方法を選択できるように取り組んでおり、ホームページや納税通知書にチラシを同封し周知を図っている。	実施済み
75	193	税務課	ふるさと納税	返礼品贈呈業務委託に関する契約事務の適正性について	意見	単価契約における随意契約の理由として予定価格が100万円以下のためとしているが、実際に支出された委託料は100万円を超える額であった。見込数量が妥当であったのか疑問が残る案件があった。また、予定価格(単価)と契約金額(単価)が一致しており、予定価格の情報管理が適正になされていたか危惧される案件もあった。 入札・契約事務は、不正とならないよう慎重な対応が望まれる。	平成28年度は熊本地震の支援ということで予想を大きく上回る寄附金が全国から寄せられた(平成27年度:約5千件、平成28年度:2万5千件)ため、結果的に見込み(見積り)の2倍以上になったためであり、熊本地震が発生した平成28年度特有の事案であると考えている。平成29年度はすべて、100万円以下の支出となっている。 ・予定価格が100万円以下ということで随意契約(単価契約)した案件が結果的に100万円を超える支出になったとしても法令上問題はない。 ・また、結果的にそうなったもので予定価格と契約金額が一致したものが20品のうち2品あったが、情報管理は適正にしていた。	実施済み
76	194	税務課	ふるさと納税	県下市町村の共同受付の見直しについて	意見	ふるさと納税制度の認知度も高まり、各市町村は独自のふるさと納税受入窓口を持っていることを鑑みれば、県における市町村分の同時申し込みの役割は終えていると言える。継続するにしても、事務手数料を当該市町村に負担してもらおう等の見直しの検討が必要である。	県と県内市町村とで寄附環境の整備等を協議している「くまもと『ふるさと寄附金』県・市町村推進連携会議」等において市町村との意見交換を行い、平成31年4月から共同受付を廃止することとした。	実施済み

平成29年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	所管課	項目	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
77	195	税務課	ふるさと納税	返礼品の金額枠等の妥当性について	意見	熊本県へのふるさと納税者に対する返礼品は、熊本県特産の農産物、加工物、くまモングッズ等で構成され、1万円以上の寄附者に選択していただくようになっている。返礼品及びその返礼品に係る金額は、総務省「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(総税市第28号平成29年4月1日)の内容に沿うものであり、妥当な額であるとする。	・意見のとおり対応している。	実施済み
78	195	税務課	ふるさと納税	ふるさとくまもと応援寄附金の活用希望について	意見	寄附者には、寄附を継続してもらえるように次年度の寄附に対して「寄附金申込書」とともに、寄附金の活用状況を知らせるために『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活用状況の報告書』を作成・送付しているが、寄附者だけでなく、この『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活用状況の報告書』情報を県ホームページ「ふるさと納税(ふるさとくまもと応援寄附金)」に掲載し、広く公表することを企画すべきとする。	・制度がスタートした平成20年度から平成28年度までに各年度で受け付けた寄附金の使途事業報告書を県庁ホームページ「ふるさと納税」の「使い道」に掲載している。	実施済み